

インフルエンザの「警報」の発令について

平成21年10月14日(水) 13:30

北海道千歳保健所
(北海道石狩保健福祉事務所千歳地域保健部)
TEL 0123-23-3175 FAX 0123-23-3177

千歳保健所管内における今シーズン初めてのインフルエンザ警報が発令されましたのでお知らせします。

記

管内のインフルエンザの流行状況ですが、先週の第40週(9月28日~10月4日)の「注意報」に引き続いて、**第41週(10月5日~10月11日)**の管内7医療機関(8定点)からのインフルエンザ患者発生数が265名、1定点あたりの患者発生数が33.1名となり、警報基準の定点あたり30名を超えたことから、「**警報**」を発令します。

昨シーズン(平成20年冬~平成21年春頃まで)における警報は、平成20年12月22日から平成20年12月28日(第52週)になってから発令されており、今シーズンは昨シーズンより、かなり早い発令となっており、今後もさらなる警戒が必要となります。

つきましては、手洗いやうがいの励行、マスクの着用、人混みを避けること、十分な栄養と休養をとり体の抵抗力をつけることなどの注意喚起について、御配慮をお願いします。

なお、千歳保健所管内及び全道のインフルエンザ流行状況は北海道感染症情報センターのホームページでご覧になれます。

(URL: <http://www.iph.pref.hokkaido.jp/kansen/501/map.html>)

【参考：インフルエンザ注意報・警報とは】

厚生労働省・感染症発生動向調査事業の一環として、全道228カ所のインフルエンザ定点医療機関を受診したインフルエンザ患者数を週ごとに把握、集計し、過去の発生状況をもとに基準値を設け、保健所ごとにその基準値を超えると注意報や警報が発令されるシステムです。

注意報は流行の発生前であれば今後4週間以内に大きな流行が発生する可能性があることを、流行発生後であればその流行がまだ終わっていない可能性があることを示しており、警報は大きな流行の発生、継続が疑われることを示します。

《発令基準》注意報~1定点あたりの受診患者数が一週間で10人を超えた場合
警報~ " 30名を超えた場合

※警報発令後は1定点あたりの受診患者数が10名を超えている期間は警報が継続